

令和6年度長野県伝統的工芸品産業振興審議会 議事録

日 時 : 令和6年8月28日(水) 14時から16時まで

場 所 : 長野県庁本館 特別会議室

出席委員 : 東俊之委員、石川義宗委員、糸井裕至委員、小岩井カリナ委員、
小沼百合香委員、小林広幸委員、城本重慶委員、鈴木幸一委員
古畑久哉委員、矢島里佳委員 以上10名
(小沼委員、矢島委員はオンライン参加)

1 開会

【事務局(産業技術課 滝澤企画幹兼課長補佐)】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「長野県伝統的工芸品産業振興審議会」を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、進行を務めます産業技術課の滝澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、田中産業労働部長 から挨拶を申し上げます。

2 挨拶

【田中産業労働部長】

長野県の産業労働部長の田中達也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は令和6年度の長野県伝統的工芸品産業振興審議会の開催をご案内申し上げましたところ、お忙しい中にも関わらず、ご出席をいただき、そしてオンラインでもご出席をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

ご案内のとおり、昨年11月でございましたけれども、初の審議会を開催させていただきました。その中で皆様からのご意見を頂戴しました。

そのご意見を踏まえまして、本年3月には、長野県の伝統的工芸品産業振興方針を策定させていただいたところでございます。この方針では、大きく三つ「ファンの拡大」、「後継者の確保・育成」、そして「売上の拡大」3本柱のもと、広げて、繋げて、そして伸ばしていくという政策を展開しているところでございます。

加えまして、本日、検討議題に挙げさせていただいておりますが、例えば子供たちへの教育の機会を増やすこととすとか、あるいはインバウンドの活用、海外展開等を「今後の検討すべき施策」ということで、施策の中に位置づけ、将来にしっかり繋がるような施策も取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

本日の議題は大きく2点ございます。一つが長野県の伝統的工芸品産業振興方針の今後検討すべき施策についてご意見・ご提案をお伺いしたいと思います。

2点目といたしましては、長野県伝統的工芸品の新規の指定につきまして、公募したとこ

ろ、2件の申し出がございましたので、この2件につきましてご意見を伺いたいというものでございます。限られた時間でございますけれども、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、活発な議論となりますことをお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3 自己紹介（新任委員）

【事務局（産業技術課 滝澤企画幹兼課長補佐）】

本審議会委員の選任についてご報告申し上げます。本年4月1日付けで、県教育委員会総合教育センター教科教育部専門主事の城本重慶（しろもと しげよし）様を委員に委嘱しました。審議会委員は、伝統的工芸品産地、有識者、県議会、マーケティング戦略などに関して、深い識見をお持ちの方10名を委嘱させていただいております。昨年11月に開催いたしました第1回の審議会におきまして、教育関係のお立場から、ご意見をいただくことが大変重要であるとのこと指摘をいただいておりますので、城本重慶様に教育機関のお立場からご意見を頂戴したく、委嘱を申し上げたところでございます。

本日の審議会の委員構成につきましては、お手元に配付いたしました出席者名簿のとおりでございます。委員総数は11名となっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは城本委員、自己紹介をお願いいたします。

【城本委員】

総合教育センター教科教育部の図工美術担当の城本重慶でございます。
お世話になります。よろしくどうぞお願いいたします

【事務局（産業技術課 滝澤企画幹兼課長補佐）】

ありがとうございました。

本日の会議ですが、オンラインを活用したハイブリット形式で開催しております。小沼委員と矢島委員はオンラインでご参加いただいておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日、大畑俊隆（おおはた としたか）委員は都合がつかず、ご欠席となっております。委員総数11名中、本日は10名の委員にご出席をいただいておりますので、「長野県伝統的工芸品産業振興審議会運営要綱」第3条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に県関係者、事務局の出席者につきましては、お手元に配付しました出席者名簿のとおりでございます。

会議資料は、事前にお送りさせていただいておりますが、追加で、お配りしているものがございます。「出席者名簿」、「配席図」、「大畑委員から事前提出いただいたご意見」、「長野県伝統的工芸品産業振興方針 初版」をお配りしております。オンライン参加の委員の皆様には、データをお送りしておりますので、ご確認をお願いします。

また、本日の会議は、録音をさせていただきます。後日、議事録として取りまとめる予定でございます。発言は、マイクを通していただき、音声を拾いやすいようできる限りマイクに近づいて発言いただきますようお願いいたします。審議会の終了は概ね4時を予定しており

ます。

それでは、これより議事に入ります。当審議会の議長につきましては、審議会運営要綱第3条第1項の規定により、会長が務めることとされておりますので、鈴木会長に進行をお願いいたします。それでは、鈴木会長よろしくをお願いいたします。

4 議事

【鈴木会長】

皆さん、お疲れ様です。会長を務めさせていただいております鈴木でございます。本日はよろしく申し上げます。

昨年度開催した審議会では、長野県伝統的工芸品産業振興方針の策定や施策の展開についてご議論いただきました。事務局で検討を重ねるとともに、書面で委員の皆様にご意見を伺い、県では本年3月26日に長野県伝統的工芸品産業振興方針初版を策定しました。

本日は、その振興方針の中に位置付けられています「今後検討すべき施策」の視点1から視点6についてご議論いただきたいと思っております。

2点目としましては、長野県知事指定伝統的工芸品の新規指定に関してご意見を伺いたいと思っております。

限られた時間ではございますが、活発なご議論となりますよう、ご協力をお願いいたします。それでは早速議事を進めてまいります。

まず最初に、長野県伝統的工芸品産業振興方針「今後検討すべき施策」について、事務局から説明をお願いします。

(1) 長野県伝統的工芸品産業振興方針「今後検討すべき施策」(視点)について

【事務局(産業技術課 倉島参事)】

産業技術課長の倉島でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。それでは資料の1をご覧くださいと思います。

振興方針の中の今後検討すべき施策と対応案ということでございますけれども、振興方針の作成に当たりましては、昨年度の審議会でご意見をいただいたものを視点としてまとめ、今後随時実行に向けて検討を行うことといたしました。

また、目処が立ったものから、施策の方向性または、施策の展開の具体的取り組みとして位置づけをしてまいりたいと考えているところでございます。

現在「今後検討すべき政策」は、先ほどご説明のあった6つを設定しております。それぞれの視点について現時点での検討・取組状況について簡単にご説明させていただきます。

まず視点1の、多くの人々が共感できる目指す姿を設定するという取り組みについてでございますけれども、やはり県民を巻き込んで議論していくことが必要だと考えておりました。その先駆けとして委員でもあります石川先生に協力を仰ぎ、大学のカリキュラムに取り入れることで、目指す方向などを議論してもらうような形で進めているところでございます。

また、目標の数値化という点につきましては、一つの考え方ではありますけれども、県政

アンケートというのがございまして、ここで認知度というものについて調査をさせていただきたいということで、現在進めているところでございます。大体11月ぐらいには、調査に入る予定で進めております。

視点の2、将来を見据えて子供たちへの伝統的工芸品に関する教育の機会を増やす取り組みでございしますが、昨年度の委員の皆様からの意見を踏まえまして、先ほどお話がありましたように、教育委員会の城本先生にも委員を委嘱させていただいたところでございますが、課題としては伝統的工芸品に係る教育を行うという際には、教育現場の負担増にならない方法を模索していくことが必要であると認識をしているところでございます。

視点3のインバウンドの活用・海外展開ということですが、県内の体験工房の洗い出しを現在行っているところでございます。

観光スポーツ部と意見交換を行ったところ、海外からの修学旅行生を対象とした体験のニーズがあるのではないかというような意見もいただいております、国内・海外から修学旅行の受入れに繋がるようなことを検討してまいりたいと考えております。

視点4の作り手がなりわいとして継続できる環境の整備ですが、まず、若年層に産地を知ってもらうために就業体験または短期間の産地留学に取り組んでいるところでございます。現在、産地に対する聞き取り調査を始めているところでございまして、現状や課題を把握していきたいと考えているところでございます。

視点5の時とともに価値と輝きが増す本物で上質な信州オリジナル工芸品作りですが、本年度のリブランディング事業におきまして、産地の職人と県内高校生がコラボした商品作りを企画し、県内テレビ局でその経過を放映してもらうといった取り組みを進めておまして、小林委員、小岩井委員にもいろいろご協力をいただいております。第1回目が放送され、今後、随時取り組んでいこうということで計画しているところでございます。

今後は、若者の視点で長野県ならではの新しいものづくりにチャレンジする土台作りが必要であると考えております。

視点6についてですが、パンフレット、ホームページ、SNSによる情報発信でございます。今後の取り組みとしては、県が主体のSNSの発信というのは広がりづらいというようなことも言われておまして、若手の作り手と子供たちがうまく出会う場を仕掛けるといったようなことも検討して、日頃からSNSを身近で使っている若年世代で広がりが出せるような発信を検討していきたいと考えているところでございます。

資料1の説明は以上となります。本日の審議会では、教育委員会の城本先生も新たに加わっていただきましたので、特に視点2の子供たちへの伝統的工芸品に関する教育の機会を増やす取り組みを中心に、視点1から6まで教育の視点からご意見をお願いしたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

【鈴木会長】

ただいま、「長野県伝統的工芸品産業振興方針による今後検討すべき施策と対応(案)」について、事務局から説明がありました。

検討すべき視点、具体的な進め方、課題などについて、私からご指名しますので、順次ご

発言をお願いします。大変恐縮ではございますが、時間に限りがございますので、お一人4分程度でお願いしたいと思います。それでは、東委員からお願いします。

【東委員】

長野県立大の東です。よろしくお願いいたします。視点2を中心ということなので、少し教育の視点で考えていたこととお話させていただければと思います。

今後の取り組みにおいて、探究教育の一環として実施できないかということを書いていただいております。おそらく高等学校などでの「総合的な探究の時間」の枠組みの中で、伝統的工芸品に触れる機会を設けるのが、私自身としては、一番考え得ることなのかと思っております。ただし、ただ単に工芸品としてだけでは不十分な点があるとも思っておりますので、例えば地域の産業としての「伝統的工芸品産業」の視点で、探究教育の中で産業として調べていくとか、あるいは地域の歴史とか地域の文化の特徴の一つとして伝統的工芸品というものを調べていくというのが、探究教育で使える伝統的工芸品の一つの表れなのかなと思っております。

また、当たり前といえば当たり前ですが、職人さんに来ていただいて実際に授業の中で実演していただく、あるいはお話を聞くだけでもだいぶ大きな効果があるのかなというふうに思っております。

教育現場の負担増にならないということをお前提に考えますと、数回スポットで職人さんに来てお話をいただくとか、あるいは体験する場をスポットで設けていくとか、そういうことを行っていくのが一番効果的であり、かつ負担にはならないと考えております。

他の視点でいうと、例えばインバウンドの活用もあります。教育とインバウンドを絡めて、伝統的工芸品を英語で紹介するような授業を作っていくとかそういったことも考えていてもいいのかなというふうに思っております。

【石川委員】

長野大学の石川でございます。よろしくお願いいたします。私のゼミでの経験をちょっと交えながらお話をさせていただきます。

子供たちへの教育ということですが、私のゼミで小学校の出前授業を行いました。上田市の神川小学校はかつての神川村に設立されたもので、そこは農民美術発祥の地です。この授業を企画するきっかけは、地域学習が小学校で学んでいるにもかかわらず、実際は子供達が農民美術を知らないケースが多いという状況に気づいたことです。

また、小学校の先生方に農民美術のことを伝えてくださいと言っても、それが負担になってしまうと考えられたので、だったら私達ゼミの学生がみんなで行って授業をしようというふうな形で始まりました。

その時は、やはり先ほど東委員がおっしゃってくださったように、単に工芸品のことを話すのではなく、その歴史だとか、地域の方々の取組ということを中心にお話をしました。

ですので、当時の写真などを図書館で調べて昔の神川小学校の先生方や神川村の方々は、みんなのひいおじいちゃんに当たるかもしれないよというような話を交え、みんなと繋がっているとの話をしたところ子供たちは大変興味を持ってくれました。また授業のやり方な

んですけども、タブレットを使いました。

今は小中学校にパソコンが配られていて、子供達がみんなパソコンをもっていたのでゼミでウェブサイトを作り、みんなでタブレットを見ながら検索をし、学べるという形にして、双方向にしました。私達がひたすら話すのではなく、自分で調べることはパソコンを使ってやることができました。

視点1に関わる部分では、先ほどお話いただいたように私のゼミで後期の授業から実際に伝統的工芸品の課題について学生たちと話し合うということを始めようと思っています。そもそも若者の関心がどんなふうになっているのかちょっと見えてない部分がございますので、若者にとって伝統的工芸品はどういう存在なのか、例えば高級品で近寄り難いのか、それとも身近なところにあって欲しいのか、どういう存在感なのかということを知りたいと思っています。また伝統的工芸品産業の課題を解決して今後活かすということであれば、どういったことが考えられるのか、アイデアを学生たちと議論し、後期授業の10月から来年の1月まで週1回、計15回の授業の中で議論し、場合によっては学生のアイデアをスケッチなど形にして県の方に提出したいと思っておりますので、お楽しみにしていただければと思います。以上です。

【桑井委員】

長野経済研究所の桑井です。よろしくお願いします。

弊所では、これまで県の委託業務「地域と未来をつなぐゼミ事業」を通じて県内中学生に工芸士などの方による職場体験の取り組み支援に関わったことがありますが、小さいころからの職場体験は非常に重要な取り組みと感じており、今後も広げていくことが望ましいと思います。

ただ、教育の現場には大きな負担をかけないことも重要です。学校の指導要領により学年ごとに学ぶべき内容も異なると思いますので、その授業を受け持つ先生方を混乱させないよう、現場でどのようなサポートができるかも重要になると思います。

このほか、資料1の視点6のパンフレットに関してですが、都道府県別の伝統的工芸品のホームページをみると、パンフレットが充実している県とそうでない県があります。この中で滋賀県のパンフレットは、子供たちにも分かりやすく、伝統工芸品の説明がクイズ形式であり興味を引く内容になっており、いろいろと工夫されています。デジタル化すれば、新しく指定された工芸品も簡単に追加できます。さらにこれを動画などとリンクすれば、学校授業でもデジタル教材として活用できるのではないかと思います。

【小岩井委員】

上田市で上田紬を作っております小岩井と申します。よろしくお願いいたします。

子供達に伝統的工芸品を伝える、教育の機会を増やす取組について、先生方が実際にどういうことをするだろうかという点について考えました。

まず、一つ目は、職人さんに学校に来てもらい、その生産工程を語ってもらったり体験をしてもらうなどが考えられます。

二つ目が、その職人さんなり工房なりに行って、子供たちに実際作る現場を見てもらい、

体験をしてもらおうということ、そして三つ目が、先生がその工房に行き、自分で資料を集め、それを教室に持ち帰り子供たちに伝えるということが考えられるかなと思いました。

私が住んでる上田市では、小学校が24校、中学校が13校で合計37校ございます。今は少子化ですので、1学年が大体2クラスとすると1学年でみると70クラスから80クラスの小・中学校に職人が訪れることとなります。しかし、伝統工芸を作る職人は、作り手でもあり商品の発信をしたり、経理もやりながら展示会などにも行くなど、色々なことをやっています。その中で、例えば80クラスの子供達が実際に現場に行き受入れることができるか、地域の手作りサークルなどに分散したとしても、おそらく30校か40校の子供たちを分担しなければいけない、そういうことを実際に考えると、ちょっと現実には難しいことであるのかなと思います。

また、視点4にありますけれども、職人が製品作りに集中できる環境作りということは、体験受け入れと相反すると考えます。実際私が22年間この仕事をしてきて、工房で子供たちの体験ですとか、小学校のお子さんたちの見学体験を無料でやらせていただいておりますが、22年やってきて、子供たちの反応があったのはたった1人だけです。

私の友人のおさんが小学校の時に工房で体験をしてくれて、その子が社会人になってからもその時の工房の体験が忘れられず、懐かしくなったということで2年前に訪ねてきてくれました。その子は長野県では比較的大きな会社に勤めていて、自分の仕事と上田紬と何か関連づけてお手伝いすることができればと言ってくれました。私はその言葉だけでも嬉しかったですけれども、今年6月にこの子がまた会社の人を連れて実際に工房を訪れてくれました。そこで彼らはプレゼンをしてくれて、私が持っていない情報を彼は持っていて、できれば本当にすぐにでも仕事を始めたいと思いましたけれども、その翌週に彼は再び別の部署の方を連れてきて、取引先の人と一緒に生地をたくさん買ってくれました。20年続けてきたただ1人だけです。

また、私の両親の時代にも、子ども達の見学を受け入れており、私も自分の工房に行き見学や体験を無料でやっています。

私の知る限り、目に見える形で戻ってきた人はいません。私が知らない所で伝統工芸をしたいという人がいることを期待しています。子供達に伝統工芸を与え伝える機会を増やすというのはとてもいいことだと思います。

知るということと、それを応援するという、自分が使いたいということ、自分の仕事にするということは、それぞれ違うことです。そこを先生方の負担と工房の負担にならないようにするため、今年度から、うちの工房では伝産協会の伝統的工芸品教育事業の補助金を使わせていただくことにしました。今まで補助金のことには知っていても、使い方を知らなかったり、すごく手間がかかるんじゃないかと偏った情報ばかりで、なかなか使うことができなかった補助金です。子供たちが来ている間、お客様をお断りしている2時間、3時間の中で、お金が支払われることは大分救われると思います。

作り手は、作ることにに関して長い時間の物差しを持っています。この工芸品の世界では私は比較的若手と言われてますけれども、子供達が成長する10年先15年先は、私は世間一般で言う定年の年です。そういう時間の流れを考えて子供達に伝えていくことは大切です。工芸品をもう少し発展的に次の世代に繋げていくことができればいいと思います。

【小林委員】

県伝産協議会会長で木曾漆器工業協同組合の小林です。よろしくお願いたします。

先日、私どもの地場産業振興センター内に、県の予算を活用した伝統的工芸品の常設展示場を整備いたしました。誠にありがとうございます。

先ほど小岩井さんからもお話しがありましたが、木曾漆器は昭和 50 年位から管内の小学校で漆体験授業をやらせていただいています。おそらく教育関係の補助金をいただいていると思います。塩尻市内、岡谷市の小学校の他、屋代高校においても一昨年から出前授業という形で開催しています。県外では、大阪府寝屋川市の中学校において 160 人の生徒に対し漆体験をしております、10 数年続いていました。しかし寝屋川市の予算がないという問題が出てきました。1 回の体験で 4 人から 5 人の伝統工芸士が出向くと、大阪府で 1 泊しなければならず、伝統工芸士会の補助金もあるが、工芸士に給料を支払わなければならないとか、原材料費がかかるなど 30 万から 40 万円かかるため、今はやっております。市内の小学校につきましては、毎年春と冬に 4 日間ずつ授業をやっております。

10 月には「ヨヨヨイ！」というオープンファクトリーイベントを開催します。漆器祭では、街中で漆器販売などをやって、子供達にも興味を持ってもらおうとしていますが、なかなか実にならないです。

これから先どうしていこうかということについては、既に学校教育の中で色々なことに取り組んでいますが、もう少し追加でやりたいこともあります。今考えてるのは、常設展示場のギャラリースペースで木曾漆器だけではなく、他の伝統的工芸品についても実演をしていただきたく、後日依頼する予定でおります。そこに子供たちを招待し個別に見ていただくような機会をもっとたくさん作っていきたくと考えています。

【城本委員】

私も学校訪問させていただき、色々な情報を得る機会がありますが、特に各学校が毎年ランドデザイン、いわゆる学校の経営方針のようなものを策定していらっしゃいますが、そのランドデザインは、校長先生がお作りになられるもので、多くのランドデザインに地域と関わるとか、地域と繋がるような要素が重点として挙がってくる 경우가多くありますので、地域と関わるということは様々な要素がございますが、伝統的工芸品について調べたり、それについて学習するっていうことが地域と関わるということも繋がってくるというふうに考えられますので、多くの学校、児童生徒のニーズとして、非常に繋がりがあると感じています。

また、学習指導要領でも図画工作や美術において伝統的工芸品に関わる記述もございますし、また、私は専門外ですが社会科にもおそらくあるというふうに思います。そういったことを扱っていくということは、教育コンテンツとしても一定の意義があるものと考えております。また総合的な学習の時間で扱っていくということについても、先生方一人一人は日々の業務に追われる中で新たな活動を开拓することになり負担感が増しますが、興味を持って調べたり体験し職人さんの思いに触れ、これはいいものだとか子供達が感じることで、これが廃れていってしまうと悲しいことだということで発信していく、そういう一

連の学習の流れを汲むということに当たっては、やはりそこに関わっておられる地域の職人さんなり事業者さんなりということの協力が非常に不可欠となってきます。そこを職人や事業者が大変お忙しいであろうという中で、先生が開拓していくという点において、負担感を感じておられることと思います。

その点について、いかにフォローアップしていくかの方法を考え可能性を探っていききたいというふうに考えております。

【古畑委員】

塩尻市役所商工観光部長の古畑です。よろしくお願いいたします。

教育の視点を中心にとということですので、個人的な意見も入ってしまいますが視点2について、まず子供達へという表記については、子供たちの階層が大事かと思えます。小学校を想定されてお話されてる方、中学校想定されている方、高校、大学とそれぞれあると思えますし、基本的には全ての階層に向けて伝統工芸のタッチポイントをどう作るかが大事であると思えます。

先ほど木曾漆器の小林委員から、小学校の授業へ行っているというお話がありました。塩尻市内には小学校が9校ありますが、各小学校の授業で地域の産業とつなげる時に、塩尻の場合ワインと繋がってる小中学校もあつたりします。総合学習の時間にワインブドウの栽培について調べる授業もあるので、全ての小学校、中学校で伝統的工芸品と結びつけるのは難しいと思えます。しかしながら先ほど小林委員もおっしゃったとおり常設展示場があり、県内の伝統的工芸品を一堂に会する所がありますので、例えば小中の社会科見学のときには必ずここを見て回るようなことを取り入れてみてはどうかと個人的に思えます。

高校生と大学生については、最近高校生に向けた企業教育というものをやっていますけどもその中でソーシャルビジネスの視点から課題を与え、これを解決していくというお題を与えると、必ず木曾漆器をテーマに取り上げる高校生がいます。またこの間、信州大学のゼミで地域ブランディングをやりましたが、ここでも木曾漆器のことをテーマに取りあげており、自分ごととして関心があるようです。ゼミでは課題解決の要素をどう入れるかというのは結構難しいですが、高校生、大学生クラスになると色々なアイデアが出てきます。そうすると階層別にきっちり分けるのではなく、いろいろな階層の選択肢があってもいいのかなと思えます。

また、インバウンドの活用については、まさに期待するところでありまして、塩尻市内にもインバウンドが来ていますが、インバウンドは全国的な動きになりますので一自治体でインバウンドに対応するというよりは、県全体で対応できるような仕組みがあれば非常に助かると思えます。

【小沼委員】

私達のように宿泊施設では、なかなか公教育であるとか子供たちへの教育に繋がるきっかけは少ないです。宿泊施設によっては修学旅行の受け入れがありますが、どうしても小学校の修学旅行の宿泊となるとコストをいかに下げるかということに目線が向いているので、

私達の施設のように地域の魅力を伝えていくというような取り組みはちょっと違ってくるのかなと思っています。

宿泊施設にとっては、学びの機会などを設けるなど、どうしたら利用者に利用していただけるかということ考えた場合、家族での利用や大人のグループの利用がほとんどで、行き先や体験などは、親が日程を組んでいるケースがほとんどになります。

宿泊施設では、伝統的工芸品に触れたり利用するなど、魅力を発信する機会をつくるための補助事業を県で取り組んでいただいております、とてもありがたいと思います。

私達も機会を見つけ、この補助金を活用したいと思っています。この補助金を学びに繋げていくという点については、もう少し工夫をしなければならないと考えており、そのために、施設のスタッフの理解を深めることも大事ですし、利用者は日本人だけに限らず海外のお客様が増えてきている中で、数を揃えていかなければならないと思っています。また、体験などツアーの提案をする機会があれば、ぜひ提案したいと思っています。今のところツアーの提案というところまでできていませんが、機会があればそういったものも活用していきたいです。

【矢島委員】

和えるの矢島里佳です。よろしく申し上げます。

皆様から本当にいろんな知見を出していただいているので、私としても共感することが沢山あると思いながら聞いておりました。今回の「視点2」将来を見据えて子供たちへどのように伝統的工芸の教育機会を提供できるかという点で、お話をさせていただきます。新たなことをする際に、やはり教育現場の先生方をお願いすることで新たな負担を押し付けてはいけないということが一番大事なところであると思っています。教育現場の先生方のご負担を軽減しながら、公教育の中で伝統工芸の授業をどう取り入れていくのか、ここが肝になるとしています。

伝統工芸産業に関する既存単元はないため、いかに既存の教育プログラムの中に組み込めるかという視点で10年以上取り組んでいるところです。小中高校でやはり探究の時間及びSTEAM教育の時間というところが、現場の先生方にとって、負担が増え、かつ、どうしていいのかわからないという声が一番上がってくる2分野になります。

ただ、国としては、推していきたい部分というところであり、例えば経済産業省さんと一緒に弊社では「STEAM ライブラリー」というSTEAM教育の教材開発を経済産業省から委託いただき、現場の先生たちがスムーズに授業をできるような伝統工芸産業を題材にした、STEAM教育教材を開発しました。実際に教育現場にて、STEAM教育の単元で伝統産業工芸の授業ができるようにサポートもさせていただいているので、弊社の技術や知見等ももしかしたら活かせるところがあるかなと思いました。具体的にお役に立てることがございましたら幸いです。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

この議題について、本日欠席されている大畑委員から、事前にご意見を頂戴しており、当

日配布資料として、お手元に配布しております。子供たちの教育機会の増加、それから学生によるデザイン開発、それから伝統的工芸品の認知度向上と購買意欲の高いインバウンドの活用等々についてご意見いただいておりますので、ご覧いただければと思います。

ただ今のご意見で視点2について、矢島委員からも教育現場での取組の難しさ、そして実際に、委員自身が教育現場で実施している取組についてご発言をいただきました。

また大学の先生からは、地域の歴史、文化という面からご意見がありましたし、城本委員からは教育現場における地域との関わりやつながりという点でご意見をいただきました。

そういったところ踏まえ、矢島委員からももう少し具体的なお話をいただければと思います。

【矢島委員】

例えばこの STEAM ライブラリーというのが、経済産業省肝いりの事業であり、サイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、アート、マスマティックスと教科横断型で学びましょうというのが、STEAM 教育の簡単な概念です。

教科横断型でどう学ぶかというところで、基本的には、中学高校の先生は縦割りになるので、横断しましょうといっても中々横断した授業を1人の先生が実施するというのは難しいという課題がありました。それに関して、伝統工芸産業はまさに教科横断している授業が設定できる。例えば、織物を取り出してみると、織物は元々、コンピューターの原点である2進法を使っていたりするので、実は、伝統産業工芸とパソコンの連携があるといことを、意外と大人も知らなかったりする。伝統産業工芸を学ぼうという視点ではなく、自分たちの暮らしの周り、身の回りにあるものから、伝統工芸産業があったから発展していることへの気付きや、自分の暮らしの中に存在している、ということを感じていけるような教育プログラムの開発を行っています。今、経済産業省は、全国で使える教材を作っていますが、例えば、長野県独自の伝統的工芸品産業の指定を受けているものに対し、今後はSTEAM教育や探求教育、キャリア教育などのプログラムを長野県オリジナルで作り、各現場の先生が自分たちでそれを使って授業できるという状態にし、長野県内の伝統工芸産業を学べる広がりを生み出しやすくなると感じています。

長野県指定の工芸品に認定されるとどのようなメリットがあるかという点について言及しますと、指定されると教育プログラムの開発を長野県が一緒に取り組み、STEAM教育、探求教育、キャリア教育など何かしらの授業で、子どもたちに知ってもらえる機会が提供されるというのも良いかと思います。そうすることによって、子供達が公教育の中で、地域の伝統産業工芸を学ぶ機会を増やしていけるというような特典につなげ、ただ認定しておしまいはなく、認定してから更に次世代も含めて盛り上げていく側面も捉えていけると、今の議論と次の議論が相乗効果になると考えます。

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいま矢島委員さんから教育現場での具体的な取り組みとして、一つのツールそれから教育プログラムの策定といったご提案をいただきました。

この件について、ご質問などありましたらご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？では、事務局からお願いします。

【田中産業労働部長】

ありがとうございます。意義深いお話をお聞かせいただく中で、私自身感じたことはやはり伝統的工芸品は、他産業の製品と違い地域から生まれてきた、地域に息づく製品であり、まさに伝統的工芸品を素材にし、地域の歴史・文化、生活の息使いなどを学ぶ教材としては非常に有効であると感じました。さらに学校現場において改めて気づいたところは、探求教育あるいは Steam 教育といった形でそれぞれの総合学習やグランドデザインを含め、学校現場では、子供達に探求心を持ちながら学んでもらわなければならないという、一方で先生達も人員も少ない中、どうやったら社会課題を解決するような探究心を学ぶような授業にしたらいかと悩む中で、先程、矢島委員さんもおっしゃられたように学校現場の負担感というよりは、むしろ学校現場においても伝統的工芸品を学ぶということが意義のあることだとすることが大事である。その一つのアイデアとして、まさに小岩井委員さん小林委員さんなど作り手側の皆様にとっては、総論賛成ではあるが、まずは作り、展示をして売っていくという本来業務に対し、負担感がある中においては、長野県独自の学校教材で作り手の負担感をなくし、かつ子供達の探究心も深めていくという手法は、一つの重要な提案だと思いました。小中学校、高校、大学と段階的に実施するというご意見も踏まえ、私共としても来年度予算を組み立てていく上で、大変貴重なご意見として受け止めたいと思います。

【鈴木会長】

委員の皆様から地域を挙げて伝統的工芸品を活用し盛り上げていった方が良いという意見やデジタルを活用していった方が良いなどといったご意見をいただきました。それらを踏まえまして事務局からコメントあればお願いします。

【事務局（産業技術課 倉島参事）】

直接的ではありませんけど、この議論では確かに未来に種をまくという教育の視点と、地域の取組みという点がポイントであると思います。皆様方の意見を聞き、既に地域では色々な取り組みをされてるということを改めて感じました。その取組みをもっと発信していかなければいけないという必要性を感じているところでございます。

議会でも配布させていただいている令和 5 年度の伝統的工芸品産業振興施策の実施状況を本日もお配りさせていただいております。この資料では、県庁の中で実施している施策については前段でまとめており、17 ページ以降には地域振興局や市町村あるいは地域の取り組みを見えるようにしたいという趣旨で掲載しております。こういったことも少しずつ蓄積しながら地域の取組みも見える化をしながら、地域に焦点を当て市町村や地域振興局、学校を含めた取り組みを一緒にできるように進めていきたいと感じているところでございます。

【鈴木会長】

先ほど矢島委員さんからもありました“aeru school”の取り組みは、未来への種まきという視点からも非常に興味深い事業だと思います

今後、事務局で施策の検討を行う際には、委員からご紹介ありました取り組みやご意見を

参考に検討をお願いしたいと考えております。

(2) 長野県知事指定の伝統的工芸品の新規指定について

【鈴木会長】

続きまして、次の議事2に移ります。

「長野県知事指定の伝統的工芸品の新規指定について」でございます。長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例第8条第2項では、長野県知事指定伝統的工芸品として指定を行うときは、本審議会の意見を聴くこと規定されています。

それでは、事務局から指定の考え方や指定候補案件について説明をお願いします

【事務局（産業技術課 倉島参事）】

まず、資料2-1をご覧ください。県の新規指定について資料2-1に基づき説明します。指定要件についてですが、長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例第8条に基づき、資料に記載の4つの要件にいずれも該当する場合は、指定するものとしています。

ちなみに、右には国指定の要件を参考に記載しております。

また、申出者の条件ですが、こちらは指定要綱に定められたものでして、長野県の場合は記載のとおり、2者以上の団体か、または特別な事情に該当する場合は、1事業者でも申出ることが可能としております。なお、この場合は県内で12年以上継続して製造している法人または個人であることが条件となっています。

2の今回の指定案件ですが、喬木村（たかぎむら）の阿島傘（あじまがさ）と松本市の松本本藍型染（まつもとほんあいかたぞめ）の2件でございます。詳しくは後程担当からご説明いたします。

続いて、指定までの流れについてご説明します。

資料2-2をご覧ください。事務手続きは、指定候補案件の募集のステップ1から決定までをステップ5として5段階で進めております。

産地、市町村、県地域振興局、産業技術課とそれぞれの機関ごとに役割をまとめ、今年度のスケジュールと、次回以降のスケジュール感は、下段に記載したとおりでございます

本日、審議会の意見を踏まえ、県として指定の最終決定を行うこととなります。

資料2-1の3、4へお戻りください。

指定が決まりますと、指定された工芸品は、県伝統的工芸品であることを示すマークを製品、パンフレット、ポスター等に表示することが可能となります。

指定後は、一体的に情報発信しブランド力を向上させ、作り手の意欲向上、消費者の購買意欲高揚、工芸品の知名度向上を図ってまいります。

また、指定に際しては、指定要綱及び事務取扱要領の他、指定に関する様々な申出ケースが想定されるため、要綱、要領を補完する基本的な考え方及び要綱の解釈が必要と考えまして、参考資料5、参考資料6のとおりまとめたところでございます。

参考資料5をご覧ください。指定に係る基本的な考え方です。工芸品のルーツは重要であるとの認識のもとで、工芸品のルーツ、原材料、生産工程が同一なものは、原則として同一の工芸品として取り扱うこととしております。

考え方3については、指定産地からのれん分けなどにより、分かれた後、別名で指定を受けることはできないこととしております。

また、昔から1者のみでしか製造に携わっていない工芸品については、歴史的背景など客観的根拠が得られない事から指定はできないこととしております。

考え方4については、条例において、伝統的工芸品振興の目的は、産業振興としておりまして、文化財保護ではない、使ってなんぼというスタンスで取組んでいます。

考え方5については、記載のとおりでございます。

次に参考資料6 指定要綱に係る解釈についてご説明させていただきます。

1の指定申出者において団体を形成することができない特別な事情がある法人又は個人については、指定する産地は、個人ではなく団体であることが望ましいとの考え方を基本としております。

ただし、過去に複数の事業者が工芸品を製造していたものの、時代の変化とともに団体を形成することが困難となり、1事業者のみが残っているケースも今後想定されることから、こうした場合は特別な事情として1者でも指定対象となります。2の国と県の重複指定については、できないという整理です。

3の県指定を受けている工芸品の指定申出についてでございますが、参考資料5でも説明しましたが、工芸品のルーツ、原材料、生産工程がいずれも同じものは、同一の工芸品として取り扱うこととしておりまして、既に県の指定を受けている産地において従事していた事業者が、のれん分けするなどして独立し、別名で指定を受けることは、産地形成を妨げる原因になり、混乱することが予想されることから、認めないこととしています。指定に係る基本的な考え方及び指定要綱の解釈の概略については以上でございますが、指定の考え方などを整理しておくことは、今後新規の指定を行っていく上で重要と考えておりますので、ご意見があれば、頂戴できればと存じます。

続いて、今回指定候補として挙げられた2件の工芸品については、担当から説明いたします。

【事務局（産業技術課 永原企画幹兼保安・伝統産業係長）】

指定候補案件の概要についてご説明申し上げます。

本年2月から4月の間に、新規指定候補工芸品の募集を行ったところ、阿島傘並びに松本本藍型染の2点の応募がありました。

本日は、事務局での調査結果を踏まえ、まとめた資料をお手元に配布しましたので、その資料に沿ってご説明申し上げます。

それではまず「阿島傘」についてご説明します。資料2-3をご覧ください。

申請代表者ですが、阿島傘振興会、申請者の事務局は喬木村産業振興課商工観光係です。団体の概要ですが、申請者である阿島傘振興会を構成する事業者は、製造・販売及び製作体験など普及促進を行う事業者・団体の3者です。この振興会は2024年3月に設立し、現在、工芸品に携わる従事者は16人で、このうち工芸品の作り手は2人です。

工芸品の概要ですが、起源は江戸時代中期で、京都の旅人から傘作りが伝承されたという説と関所の役人が副業として岐阜から傘づくりの仕事を請け負ったことから阿島地区で広

があったという説の2説があります。

当時の藩主の奨励により一大産地となり全盛期は、150軒以上の従事者が生産を行っていました。

続いて指定要件ですが、次のページのチェックリストをご覧ください。

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例第8条に基づき要件が定められています。

(1) 主として日常生活の用に供されるものであるか、(2) 製造過程の主要部分が手工業であるか、(3) 原則として当該工芸品を製造する技術または技法が概ね50年以上の歴史を有しているか、(4) 主たる原材料が概ね50年以上継続的に使用されているかの以上4項目の要件となります。

この要件を満たすかどうかの確認については、事務局において、参考文献および現地調査をおこなった他、県内全市町村に照会をかけ類似品がないかなどの調査を実施しました。その結果、いずれも要件を満たしていることを確認しました。

(5)の申出者の条件について、阿島傘振興会は製造事業者3者により構成される団体であり条件を満たしています。

以上のことから指定要件および申出者の条件は、いずれも問題ないと判断されます。

資料2-3の3枚目をご覧ください。阿島傘の製造工程です。

まず左上の主要原材料をご覧ください。主な原材料の名称と特徴等は表に記載のとおりです。

次に製造工程についてですが、1の骨つなぎ工程では、竹材と「ろくろ」を糸でつないでいきます。2の白貼り工程では、骨組みに和紙をのりで貼っていきます。3の毛伏せ・赤塗工程では、傘を閉じた状態で酸化鉄の一種であるベンガラを塗り、骨組みの耐久性を向上させます。4の油引き工程では、耐水性を確保するため和紙表面に油を塗布し、仕上げを行います。

和傘は、京都や岐阜県が有名ですが、喬木村阿島地区のように極狭い地域に和傘づくりが集積し、発展してきたことは、全国的にみても稀であるといえます。

また、村内には阿島傘伝承館や阿島傘の会など、地場産業として根付いており、地域密着型の産業として今後も発展が期待されます。阿島傘の概要については以上でございます。

次に松本本藍型染についてご説明します。資料2-4をご覧ください。

申請代表者は藍染 浜染工房で、濱寛治氏が代表であります。団体の概要についてですが、申出者は浜染工房1者です。1911年4月に設立し、現在4名が従事しています。

工芸品の概要ですが、藍染の歴史は古く、鎌倉時代には現在の染色法が確立したと言われています。原料の藍は江戸時代に全国に広く流通し、松本地方でも生産が盛んでした。その後化学染料の登場等もあり、植物の藍を用いた染色(本藍染)が激減する中、明治44年に松本市に創業された浜染工房が、県内で唯一本藍型染めの技法を親子3代で伝承し現在に至っています。

指定要件については、次ページのチェックリストをご覧ください。

阿島傘同様、条例第8条に基づく(1)から(4)までの4項目の要件について、事務局としては、いずれも要件を満たしていることを確認しました。

(5)の申出者の条件についてですが、当該工芸品については1者からの申し出となります。

昭和 30 年代前半には、藍染に携わる事業者が 6 社存在していましたが、海外からの安価な製品が普及する中、藍染に携わる事業者が徐々に減少し、現在では浜染工房 1 社となりました。このことは、指定要綱第 4 の第 2 項「特別な事情」に該当するため、1 社での申出が認められると判断されます。以上のことから、指定要件および申出者の条件は、いずれも問題ないと判断されます。

次に、資料の 3 枚目をご覧ください。藍染の製造工程です。

主な原材料の名称と特徴等については、資料左上の表に記載のとおりです。

製造工程についてですが、1 の下準備工程では、染色する生地を煮沸し不純物を除くとともに、型紙及びのりを作ります。2 の糊付け工程では、生地に型紙を合わせ、色を付けず白く残したい部分にのりを刷り込んでいきます。3 のごじる塗り工程では、大豆と石灰を混ぜた汁をはけで塗ります。この工程により濃く鮮やかな藍色にすることができます。

4 の染色工程では、カメに入った藍に生地をどぶ付けします。何度か浸した後、水洗いをします。最後に色止めのため大豆の汁をはけでぬり、天日乾燥させて仕上げます。

本藍型染は、天然の藍を発酵させて染料を作る点がポイントの一つで、かつ反物を染めることができる職人は、全国的にみても数が少なく、県内では、浜染工房が唯一とされています。

松本本藍型染の概要については以上でございます。

【鈴木会長】

事務局からはじめに知事指定の指定要件、基本的な考え方などについて説明がありました。その後、阿島傘、松本本藍型染に係る申出者の概要及び工芸品の概要及び製造工程について具体的に説明をいただきました。

後程、指定要件及び指定の考え方等についてご意見を伺いますが、まず最初に、今回の指定工芸品 2 件についてご質問をお願いします。

(指定工芸品 2 件に係る質問なし)

では、指定の基本的な考え方については、事前にご意見、ご要望をいただいておりますのでその点について、ご発言をお願いします。

東委員をお願いします。

【東委員】

基本的に問題点はないと考えておりますが、基本的な考え方において、申出者の条件で 1 事業者の申し出が可能で、その条件特記事項としては、文章を読む限りでは特別な事情ということで、おそらく 1 者のみの場合でも、後継者がいれば申請が可能なのだというふうに私自身の読み取っております。この後継者ということはどういう条件なのか、正直私にはよくわかりませんでした。

例えば、後継者といってもかなりのお年になった方が後継者としてオーケーなのか、それともある程度の若い年齢の方に限定されるのか、その辺の「特別な事情」の中身に関するもう少し詰めておいたらいいのではと私自身は認識しております。ひとまず以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。
続きまして石川委員よろしく申し上げます。

【石川委員】

私も先程の件と少し関係しますが、この書類を読んでいると結構、将来性があるという部分がいくつか指摘されております。やはり、今後も存続してもらいたいものですので、将来性という項目を作ってください、この書類に散らばっているその要素をまとめていただくと今後も大丈夫だろう、1者だけども今後も発展する見込みがあるだろう、と判断できると思いました。

また、私デザインが専門ですので、ちょっと写真が小さいというか、デザインがわかると助かります。実際、とても綺麗な模様だと思います。

【鈴木会長】

続きまして小林委員よろしく申し上げます。

【小林委員】

私の立場でこういう指定の事務的なことなどはわかりませんが、役職の立場でも多くの産業が、県または国の指定を受けて伝統工芸品産業振興協議会の仲間として残していきたいとも思いますので、賛成でございます。

【鈴木会長】

続きまして矢島委員よろしく申し上げます。

【矢島委員】

概ね今回の件に関し、特段課題等はありません。事前の質問では、今後、未来の懸念事項に上がる可能性もあることを、これまで現場を見てきた中で感じているので、お伝えさせていただいたというところがございます。

原材料については、気候変動もありますし、工芸品の最終工程の作り手以上に原材料の作り手の高齢化が進み、減ってきているという現状があります。今回は二つとも大きな問題にはならないものであったということを聞いていますが、指定要件に主たる原材料が脈々と続いているということが書かれていましたが、今後、指定済みの工芸品であっても、原材料を変えざるを得ないということが起こりうる時代になってきているというところがございますので、今後の検討事項として、配慮が必要となることも起こりうるということでお伝えしました。

【鈴木会長】

今、東委員はじめ各委員の皆様から問題点等のご発言がございましたので、事務局から説明いただければと思います。

【事務局（産業技術課 永原企画幹兼保安・伝統産業係長）】

まず東委員さんから、後継者についてどのように考えるかというご質問ですが、後継者の関係については、後継者不在で事業継続の見込みないという場合もあれば、逆に後継者は不在であっても技術を学んでいる人材が周りにたくさんいて、自治体や地域の十分なバックアップがあるというようなケースもあります。

そういった場合には事業の継続が見込める場合もあります。こうしたことから、継続性の判断には事業者を取り巻く環境ですとか工芸品個々の事情等を鑑み、総合的に判断することが必要であるため、「後継者」の状況のみで基準を設けるのは難しいとも考えております。今後も指定候補の工芸品の継続性については、後継者の状況、事業環境等を総合的に確認し、特別な事情に該当するかを判断したいと思っております。

それから石川委員さんからのご意見については、要件に将来性の項目を設け、一つの項目として整理した方がよいのではないかとありますが、指定要件チェックリストの項目は、長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例第8条で規定された4項目の要件と、指定要綱に規定する申出の条件により整理しているところです。

ご指摘のとおり指定した伝統的工芸品が今後も存続し発展していくことが見込めるということは非常に重要な判断だと思っております。将来性に関する記載については、次回以降、その他特記事項の項目にまとめて整理して記載するような形をとるなど、よりわかりやすく、記載していきたいと考えております。

もう一点、画像については、非常に貴重なご意見ありがとうございます。今後は外部へ配布するパンフレットですとか、資料を作成する際には工芸品の魅力が伝わるよう、画像サイズ大きくするとか、工夫をしていきたいと考えております。

矢島委員さんからの原材料の調達の問題については、まず矢島委員さんからもご発言いただきましたとおり、今回の指定候補の2案件については現地の聞き取り調査を行い将来的にも原材料の確保調度に問題がないということを確認しております。

一方で、希少な原材料を用いるような工芸品については、将来にわたり確保・調達が難しくなる恐れもあることから、今後も新規指定候補が出てきた際は、ご意見も踏まえ、引き続き現地の聞き取り等を通じて原材料の確保に関する課題等の把握に努めていきたいと考えております。以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

指定の基本的な考え方等の件につきましては、以上でよろしいでしょうか。

それでは、二つの指定候補工芸品について、説明がございましたけれどもご質問あればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、審議会としては、今回の指定候補案件2件については、県知事指定工芸品に指定することが適当であるとの意見としてよいでしょうか。

ただいまご了解いただいたのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

先ほど、指定の考え方についてもご意見をいただきました。今後、指定案件の審査・検討に当たっては、これらのご意見を参考にしてください。

以上で本日予定していた議事は、全て終了いたしました。

本日は、委員の皆さんから今後検討すべき施策の具体的な内容や、県知事指定工芸品の新規指定について、多くのご意見やご提案をいただきました。熱心なご議論と議事進行のご協力、ありがとうございました。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします

5 閉会

【事務局（産業技術課 滝澤企画幹兼課長補佐）】

鈴木会長を初め、委員の皆様、本日は長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございました。それでは閉会にあたりまして田中産業部長からお礼の挨拶を申し上げます。

【田中産業労働部長】

まず、本日は皆様に大変貴重なお時間をいただき、そして今後につながるご意見、ご提言をいただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

本日一つ目の議題、テーマとさせていただきました子供たちへの教育の機会を増やすということにおいては、伝統的工芸品というものが、ある地域あるいは地域課題を学ぶ、または探究する上で重要なものである。そういう中で、一方で学校あるいは作り手の方がリターン感がないような形で取り組んでいるというお話をいただきました。むしろそのメリットを感じられるようにというご提言もある中で、具体的な教育プログラムの企画実施などについても、これからの取り組みの中で、私どもとしましても、しっかり検討してまいりたいと思っております。

二つ目の議題といたしまして、今回、長野県の知事指定の伝統的工芸品ということで、阿島傘、松本本藍型染2件の指定候補の説明をさせていただきました。委員の皆様方からは大変貴重なご意見いただきました。申し出条件については、後継者という考え方、将来性の統一感というところ、あるいは原材料についての取り巻く環境の変化もありうるのではないかと、様々な観点で貴重なご意見いただきましたので、この視点の考え方につきましては、私ども整理するべきところは整理してまいりたいと思います。そういう意味では総括的には指定することが適当というお話を承りましたので、今後、県の内部で事務手続きを経ながら9月中を目途に決定し、対外的に今回2件の指定について、公表してまいりたいと考えております。

ただし、指定をするだけが目的ではないと思っております。振興方針にもあり、挨拶の中でも申しあげましたような施策の3本柱であります、ファンの拡大に繋げる「広げる取り組み」でありますとか、後継者への確保・育成である「繋げる取り組み」、また売り上げの拡大となる「伸ばすという取り組み」を柱として施策方針の展開に繋げ、しっかり取り組んでまいりたいと思います。重ねがさねになります。本日は委員の皆様から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げますとともに、貴重なお

時間をいただきましたことに対し御礼申し上げます。
ありがとうございました。

【事務局（産業技術課 滝澤企画幹兼課長補佐）】

それでは、本日の審議会は、これで終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。